

# 基準月額は 4,400円

65歳以上の皆さんへ  
平成24年～26年度の介護保険料が決まりました

問い合わせ 高齢者福祉課 中西 ☎0076

ついては、合計所得金額の基に段階の所得区分を継続していきます。ただし、7段階と8段階との軽減を図り、前回と同じ段階の所得区分について、所得の低い人に過重な負担とならないよう、保険料負担を減らすため、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合が上がっています。

■所得段階区分について  
**費用負担割合**

▼ 30% ↓ 29% (1% 減少)	▼ 20% ↓ 21% (1% 増加)	▼ 第1号被保険者	▼ 第2号被保険者
---------------------	---------------------	-----------	-----------

介護保険制度は、国・県・市の交付金(50%の税金)と、皆さんに納めていただきたい保険料(50%)で運営されています。今回、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上)と第1号被保険者の人口比率が変わったため、第1号被保険者の保険料負担割合が上がっています。

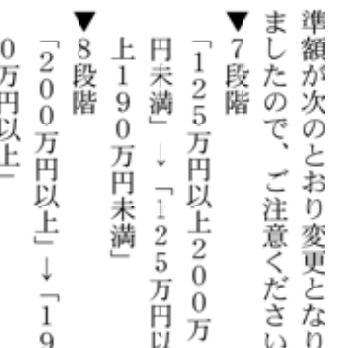
満65歳以上の人には納めているだけ介護保険料は、要介護者の人数や市に必要な介護サービスの総額に応じて、3年ごとに基準額を見直します。このたび、平成24年度から26年度までの介護保険料基準額が表のとおり、決しましたのでお知らせします。

■市の介護保険料基準額: (月額) 4,400円 (年額) 52,800円

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{市に必要な介護サービスにかかる総額}}{\text{65歳以上の人の負担率 (21%)}} \times \text{市の65歳以上の人数}$$

## ■県内市町の介護保険料

県内市町の介護保険料の平均月額は、前回と比較すると738円増の4,714円。最も高い市町で5,300円、最も低い市町で4,000円となりました。35市町のうち保険料を据え置いたのは1市町のみで、残りの34市町では引き上げとなりました。本市は、県内では低い方から12番目となりました。



## 平成24年度～平成26年度までの介護保険料

所得段階	対象	計算方法	保険料
1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金(*1)を受けている人	基準額×0.50	月額 2,200円 年額 26,400円
2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額(*2)+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.50	月額 2,200円 年額 26,400円
3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	月額 3,300円 年額 39,600円
4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.88	月額 3,872円 年額 46,464円
5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階以外の人	基準額	月額 4,400円 年額 52,800円
6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.13	月額 4,972円 年額 59,664円
7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	月額 5,500円 年額 66,000円
8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の人	基準額×1.50	月額 6,600円 年額 79,200円

\*1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人が受けている年金です。

\*2 合計所得金額…地方税法に規定する前年の繰越損失控除前の総所得金額（給与所得・雑所得など）、長・短期譲渡所得などの合計額です。

基本理念

# みんなで築く健康・長寿のまち

～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24～26年度）が策定されました～

市では、高齢者一人ひとりができる限り健康で生き生きと、介護が必要になっても安心して住み慣れたまちで暮らし続けられるように、取り組むべき事業を推進するための計画を策定しました。「いつまでも健康で楽しく過ごそう」「趣味や生きがいを持って自分らしく生きよう」「家族や地域で認め合い共に支え合おう」「住みなれた地域で安心した生活を送ろう」の4つを基本目標に掲げ、市民、地域、民間、行政などが連携して力を合わせ、高齢者を支える体制づくりを目指していきます。  
(下記は、計画を原文のまま掲載しています)

問い合わせ 高齢者福祉課 植田 ☎0076

## ① いつまでも健康で楽しく過ごそう

高齢者が自ら心身の健康づくりや介護予防に取り組むことを目指します。また、元気な高齢期を迎えるため、若い頃からの生活习惯病の予防や疾病の早期発見などを推進します。

### 市民の皆さんを取り組み

- みんなで声を掛け合い検診を受けて健康な生活を続けましょう。
- 自分に合った運動を仲間と一緒に楽しく続けましょう。
- 生活活動に見合った食事を楽しく食べましょう。



### 公共機関の取り組み

- ▶受けやすい検診の体制をつくり、皆さんの健康を守る支援に取り組みます。
- ▶体力に適した運動やスポーツが続けられるように支援します。
- ▶各種がん検診を1日で受けられるような体制づくりを進めます。



## ③ 家族や地域で認め合い共に支え合おう

高齢者が家庭や地域の中で、孤立せず安心した生活を送ることを目指します。市民一人ひとり「お互い様」の気持ちで、共に助け合い支え合って暮らしていく地域での仕組みづくりを推進します。

### 市民の皆さんを取り組み

- 家族との会話や過ごす機会を心掛けて増やすなど、日頃から家族の結びつきを大切にしましょう。
- あいさつや声かけなど、近所と顔の見える関係づくりを進め、地縁・地域とつながりを大切にしましょう。



### 公共機関の取り組み

- ▶市民、自治会、民生委員、社会福祉協議会等との連携を強化し、地域による見守り体制を充実するとともに、地域の主体的な取り組みを支援します。
- ▶地域住民の「つながり」を見つめ直し、家庭や地域で共に支え合う体制づくりを支援します。
- ▶社会福祉協議会を中心とした地域での見守り・支え合いネットワークの体制づくりを進めます。

## ② 趣味や生きがいを持って自分らしく生きよう

高齢者が生きがいを感じ、活き活きと自分らしく充実した生活を送ることを目指します。就労や社会参加活動、趣味などに積極的に取り組み、家庭や地域社会を支える一員として地域に貢献することを推進します。

### 市民の皆さんを取り組み

- 若い頃から趣味を持ち、仲間と一緒に楽しく続けましょう。
- 家庭や地域の中でできるだけ自分の役割を持ち、お互いにその役割を認め合い、感謝の気持ちを持ちましょう。



### 公共機関の取り組み

- ▶自分の特技や知識を活かせる場をコーディネートする仕組みをつくり、ボランティア活動や就労を通じて地域に貢献することを支援します。
- ▶趣味を持つことの大切さを伝え、趣味を発表する場や高齢者が参加できる行事、高齢者が気軽に集まる場を提供し、生きがいづくりを支援します。
- ▶社会福祉法人や社会福祉協議会と連携し、介護支援ボランティア制度の体制づくりを検討します。

## ④ 住みなれた地域で安心した生活を送ろう

高齢者とその家族が、必要な時に適切な介護・福祉・医療サービスを利用できることを目指します。また、生活の不安や悩みなど市民からのさまざまな相談に対応するため、民生委員・ケアマネジャー・地域包括支援センターなどの関係機関がお互いに連携を強めることで、相談しやすい環境づくりを推進します。

### 市民の皆さんを取り組み

- 日頃から、生活の中で自分ができることは行って、生活力を高めておきましょう。
- 高齢や病気などで日常生活に不自由がでてきた時に備え、相談先を把握しておきましょう。
- みんなが幸せに生活できるよう、介護保険制度を理解しましょう。

### 公共機関の取り組み

- ▶介護を必要とする高齢者の自立支援とサービスの普及、質の向上に努めます。
- ▶認知症に対する理解を深め、予防から早期発見・ケアまでの体制を整えます。
- ▶介護保険事業を円滑に実施できるよう努めます。